

那 霸 市 公 報

号外第 6 7 4 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那霸市路上喫煙防止条例 (議会事務局)	701
那霸市消防団員等公務災害補償条例 (消防本部総務課)	704
那霸市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (こどもみらい課)	706
那霸市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (経営企画室)	707
那霸市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	708
那霸市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例 (労働農水課)	709

規 則

那霸市新庁舎基本構想審議会規則 (経営企画室)	711
那霸市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	713
那霸市事務分掌規則の一部を改正する等の規則 (労働農水課)	714

条 例

那覇市条例第53号

平成18年12月28日

那覇市路上喫煙防止条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市路上喫煙防止条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等、事業者、行事主催者及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、喫煙マナーの向上を図り、及び路上喫煙による火傷等を防ぎ、もって健康的で安全・安心かつ快適な生活環境、さらには観光都市にふさわしい環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを持つことをいう。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 行事主催者 道路等において、祭り、スポーツ大会、集会等の行事を主催する者をいう。
- (6) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、国道及び県道の管理事務所その他の関係行政機関をいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に関する施策を策定し、及び総合的かつ効率的に推進しなければならない。

2 市は、路上喫煙の防止に関し、市民等、事業者及び行事主催者への啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩行中、路上喫煙をしないように努めなければならない。ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。

2 市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなけれ

ばならない。

(行事主催者の責務)

第5条 行事主催者は、路上喫煙の防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

(連携又は協働)

第7条 市、市民等、事業者、行事主催者及び関係行政機関は、路上喫煙の防止に関し、連携し、又は協働して取り組むものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定等)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める地区を路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定する。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市民等は、禁止地区において、歩行中(同一の場所にとどまっている状態を含む。)又は自動二輪車、原動機付自転車若しくは自転車等に乗車中に、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場所においては、この限りでない。

4 市長は、禁止地区を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、禁止地区であることを示す標識を設置する等により、その周知に努めるものとする。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条第3項本文の規定に違反した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、第8条第3項本文の規定に違反した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要

な措置をとるべきことを命ずることができる。

(那覇市行政手続条例の適用除外)

第11条 前条各項の規定による命令については、那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第10条各項の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は平成21年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第54号

平成18年12月28日

那覇市消防団員等公務災害補償条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員等公務災害補償条例

那覇市消防団員等公務災害補償条例(昭和51年那覇市条例第6号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法(昭和24年法律第193号)第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償(以下「公務災害補償」という。)を的確に行うことを目的とする。

(公務災害補償を受ける権利)

第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡

し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、公務災害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、公務災害補償を受ける権利を変更されることはない。

2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(公務災害補償の種類等)

第4条 公務災害補償の種類、範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の規定の例による。

(報告等)

第5条 市は、審査又は公務災害補償の実施のため必要があると認めるときは、公務災害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(公務災害補償費の返還要求)

第6条 市は、非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)に対して、この条例の規定により公務災害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により公務災害補償を受けた者があるときは、市は、その公務災害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第55号

平成18年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中那覇市松山保育所の項及び那覇市城北保育所の項を削る。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第56号

平成18年12月28日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部那覇市土地利用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

那覇市新庁舎基本構想審議会	新庁舎に係る基本構想に関すること。
---------------	-------------------

別表市長の部那覇市勤労青少年ホーム運営協議会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部那覇市勤労青少年ホーム運営協議会の項を削る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第57号

平成18年12月28日

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、入院時食事療養費」を削る。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 医療費の一部負担金の額

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例第2条第3号及び第4条第1号の規定にかかわらず、この条例の施行前に受けた医療に係る入院時食事療養費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第58号

平成18年12月28日

那覇市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

那覇市勤労青少年ホーム条例(昭和53年那覇市条例第11号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第58号

平成18年12月28日

那覇市新庁舎基本構想審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新庁舎基本構想審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市新庁舎基本構想審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、那覇市新庁舎に係る基本構想に関することについて調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画部経営企画室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第59号

平成18年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「、那覇市城北保育所」を削る。

別表中那覇市松山保育所の項及び那覇市城北保育所の項を削る。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市規則第60号

平成18年12月28日

那覇市事務分掌規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する等の規則

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表労働農水課の項中

「		を				
	<table border="1"> <tr> <td>就職相談員</td> <td>日額 8,400</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年ホーム指導員</td> <td>日額 5,190</td> </tr> </table>	就職相談員	日額 8,400	勤労青少年ホーム指導員	日額 5,190	
就職相談員	日額 8,400					
勤労青少年ホーム指導員	日額 5,190					
」						
「		に				
	<table border="1"> <tr> <td>就職相談員</td> <td>日額 8,400</td> </tr> </table>	就職相談員	日額 8,400			
就職相談員	日額 8,400					
」						

改める。

(那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則及び那覇市勤労青少年ホーム運営協議会規則の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和53年那覇市規則第11号)
- (2) 那覇市勤労青少年ホーム運営協議会規則(昭和53年那覇市規則第24号)

付 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成7年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和53年那覇市規則第11号)の項を削る。